様式第4号（第11条関係）

御杖村地域おこし協力隊用林業用重機の貸与に関する契約書

　御杖村（以下、甲という。）と重機借受者　　　　　　（以下、乙という。）は、御杖村が保有する重機について、御杖村地域おこし協力隊用林業用重機の貸与に関する要綱（以下、本要綱という。）に基づき、以下の通り貸与に関する契約を締結する。

（契約の趣旨・目的）

第1条　甲は、乙の自伐型林業者として自立を支援すること及び村内山林の適正な保全、その他公共の福祉を目的として、期間を限り甲が保有する重機を貸与するものとする。

（重機の種類）

第2条　甲が乙に貸与する重機は本要綱の第3条の規定の通りである。

（貸与期間及び制度利用可能期間）

第3条　重機を貸与する期間は1ヶ月単位とし、最短期間は1日とする。乙は、貸与を希望する日の1週間までに貸与申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2　本要綱による重機貸与制度利用可能期間は、地域おこし協力隊の任期満了日の翌日から5年間とする。

　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日

（貸与料）

第4条　乙は、重機を使用した日数に応じて貸与料を甲に支払うものとする。

　貸与料：1,000円／日・台

（貸与料の支払い）

第5条　乙は貸与期間満了後、月毎に実績報告書（様式第2号）を提出し、使用日数に応じた貸与料を支払うものとする。

（乙の義務）

第6条　　乙は貸与期間中、次のいずれかに該当した場合は直ちに村に報告しなければならない。

（1）重機に損傷又は盗難が発生したとき

（2）申請の内容に重要な変更があったとき

2　乙は貸与期間中、次のことをしてはならない。

（1）第三者に重機を転貸すること

（2）重機の改造、あるいは性能・機能の変更をすること

（3）本要綱の目的以外に重機を使用すること

（貸与の中止）

第8条　乙が次のいずれかの事由に該当した時は、甲は乙に対して重機の使用を差し止め、又は貸与を中止することができる。

（1）前条の義務に違反したとき

（2）第6条の報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき

（3）第5条の貸与料の支払いをしないとき

（4）乙が村外に転出又は、村内で就労しなくなったとき

（5）甲が公益上重機を必要とするとき

（修理費の負担区分）

第9条　経年劣化や乙の責に帰することが出来ない重機等の事故又は損傷については、修理に要した費用を甲が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、乙に重大な過失又は故意があって発生した事故又は損傷については、乙が修理費用を負担する。

（燃料費等）

第10条　重機等の維持に必要な車検費用、定期点検費用、保険料については、甲が負担する。

2　重機等の通常の利用に必要な燃料費及び消耗品については、乙が負担する。

（その他）

第11条　この契約書に定めのない事項で問題が生じた場合については、甲と乙が協議の上で決定することとする。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　住所　奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地

氏名　御杖村長　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　 　（乙）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印